

令和4年(あ)第1407号 わいせつ電磁的記録等送信頒布被告事件

令和5年9月26日 第一小法廷決定

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士趙誠峰、同菊池皓野の上告趣意のうち、刑法175条1項の規定の憲法21条1項、31条違反をいう点は、刑法175条1項の規定が憲法21条1項に違反するものでないことは、当裁判所の累次の判例により極めて明らかであり（最高裁昭和28年(あ)第1713号同32年3月13日大法廷判決・刑集11巻3号997頁、最高裁昭和39年(あ)第305号同44年10月15日大法廷判決・刑集23巻10号1239頁等参照）、刑法175条1項にいう「わいせつ」の概念は、所論のように不明確であるとはいえないから、いずれも前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 山口 厚 裁判官 安浪亮介 裁判官  
岡 正晶 裁判官 堺 徹)